第92類　楽器並びにその部分品及び附属品 注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c)　［略］ (d)　楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照） (e)　［略］ 2　［略］	第92類　楽器並びにその部分品及び附属品 注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c)　［同左］ (d)　楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照） (e)　［同左］ 2　［同左］
［略］	［同左］
［略］ 第94類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l)　［略］ (m)　一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照） 2～4　［略］	［同左］ 第94類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l)　［同左］ ［新規］ 2～4　［同左］

94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品			94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10 ～ 9401.40		［略］			9401.10 ～ 9401.40		［同左］		
		―とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け					―とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
9401.52	000	――竹製のもの	NO	KG	9401.51	000	――竹製又はとう製のもの	NO	KG
9401.53	000	――とう製のもの	NO	KG					
9401.59		［略］			9401.59		［同左］		
		［略］					［同左］		
9401.61 ～ 9401.90		［略］			9401.61 ～ 9401.90		［同左］		
94.02		［略］			94.02		［同左］		
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品		
9403.10 ～ 9403.70		［略］			9403.10 ～ 9403.70		［同左］		
		―その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具					―その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具		
9403.82	000	――竹製のもの	NO	KG	9403.81	000	――竹製又はとう製のもの	NO	KG
9403.83	000	――とう製のもの	NO	KG					
9403.89		［略］			9403.89		［同左］		
9403.90		［略］			9403.90		［同左］		